

(5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

本圏域の都市を取り巻く自然環境は、耳納連山の雄大な眺望や三池山・清水山・飛形山など豊かな自然に恵まれ、貴重な野生の動植物が多く生息し、守るべき優れた自然景観があり、その一部は筑後川県立自然公園・矢部川県立自然公園などに指定されています。こうした自然環境が身近にある本圏域の都市計画区域における都市づくりは、自然環境の整備または保全に配慮し、景観、防災、レクリエーション等の観点が必要です。

このため、都市公園をはじめ、郷土景観や地域らしさを構成する山地・丘陵地等の森林や、風の道となる河川など、県土の骨格となる緑の保全・活用を図ります。特に水と緑のネットワークとなる公園・緑地等、河川・海岸・湖沼・干潟等を利用して、魅力ある水辺空間や優れた自然環境・景観を構成する豊かな空間といった、公共空間などの整備・保全を図ります。そして、県全域の都市圏構造で示す緑の自然軸、海の自然軸との連続性を確保して、生物の移動・分散に寄与し、豊かな水と緑にふれあいながら緑の拠点や観光・歴史・文化などの拠点を回遊できる広がりを持った、水と緑のネットワーク形成を図ります。

2) 主要な緑地の配置の方針

①環境保全系統

市街地部の背景となる耳納連山や飛形山に連なる山地・丘陵地、幹線交通施設から望む緑、都市部を流れる筑後川・矢部川など、河川等の緑地の適切な保全を図ります。都市内における公園・緑地等は、生き物に配慮した施設等を配置します。

また、有明海沿岸においては、広大な干潟、海を持つ生態系などの生物多様性や沿岸海域の水質の保全を促進します。

②レクリエーション系統

地域特性や地域の歴史文化資源・自然資源を生かした個性ある広域的なレクリエーション拠点となる県営筑後広域公園を配置します。また、身近な活動空間となる住区基幹公園、地域の歴史資源・自然資源を活用した公園、農林漁業等の振興と連携した緑地といった様々な種類の公園・緑地等の整備を促進します。

③防災系統

災害発生時の安全性を確保する上で重要な防災公園や緑地など、地域防災計画における位置づけに応じた防災施設の配置により、防災対応の都市づくりを図ります。

土砂流出などの自然災害の防止を図るため、保全すべき市街地周辺の樹林地を適切に配置します。

④景観構成系統

良好な自然景観及び自然環境を備える地域については、筑後川県立自然公園及び矢部川県立自然公園が指定されており、これらの景観や環境に配慮した土地利用計画や都市施設の計画を図ります。

3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

都市公園などの施設緑地や風致地区、緑地保全地区、生産緑地地区などの地域性緑地を都市計画に位置づけ、その整備または保全を促進します。

①公園緑地などの整備目標及び配置方針

(ア) 住区基幹公園

生活に密着した街区公園、近隣公園については、子供から高齢者まですべての人が安心して快適に過ごすために必要な身近な都市施設として、適正規模、適正配置を図ります。

また、地区公園については、公園から徒歩距離圏内に居住する者の運動、休養等のレクリエーションの場を確保するため、周辺の近隣公園と都市基幹公園の配置状況も踏まえて配置し、整備を促進します。

(イ) 都市基幹公園

久留米市中央公園をはじめとする総合公園・運動公園を配置しています。今後は、これらの公園の機能充実を図り適切な配置を促進します。

(ウ) 広域公園

広域レクリエーション需要を充足することを目的として、県営筑後広域公園が配置されています。今後も、この公園の整備の促進を図ります。

(エ) 緑地・緑道

都市環境の保全、創出、防災機能の強化を図るため、適切な配置を促進します。

②その他緑地の指定目標及び指定方針

(ア) 風致地区

樹林地等を保全し、都市の風致を維持するため、適切な風致地区の指定を図ります。

(イ) その他

農業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成を図るため、市街化区域内の農地を生産緑地地区として指定を促進します。

また、自然公園、農用地区域、地域森林計画対象民有林、保安林など都市における環境保全に有効な緑地は保全を図ります。

4) 主要な緑地の確保目標

おおむね10年以内に事業の実施（施工中を含む）を予定する主な都市計画（県決定）施設は次のとおりです。

①主要な公園緑地等

都市計画区域	種別	名称
筑後中央広域都市計画区域	広域公園	県営 筑後広域公園

5) 市町村の定める都市計画の協議・同意の判断基準等について

都市計画に関する市町村の申し出のうち、集約型の都市づくり等の「福岡県都市計画基本方針」（平成27年10月）の趣旨に沿った都市計画に関しては、本計画に準ずるものとして取り扱いを検討します。

その際、関係市町村と協議の上、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画、緑の基本計画等の各種関連計画における位置づけや、都市計画基礎調査に基づく都市構造の分析などにより、総合的に判断し、本計画の見直しを検討していきます。

(6) 防災に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、ハード整備による防災対策と併せて、災害の危険性の高い区域の明示や災害の危険性の高い区域における計画的な低密度化への誘導、情報収集・伝達体制と避難体制の強化などのソフト施策にも取り組む防災都市づくりを推進する必要があります。

①災害情報の周知

県内における活断層の所在や、土砂災害・津波・洪水・高潮等の災害に関する情報、各種災害時における避難場所などについて、災害情報パンフレットの配布、インターネット上への公開等により情報提供し、地域の災害に関する危険性を地域住民が十分に把握し、未然の防災対策の強化を促進します。

②災害危険性を踏まえた土地利用方針の再検討

災害に強い都市づくりのためには、災害の発生のおそれのある土地の区域について、土地利用方針の再検討が必要です。

このような区域については、当該区域の産業特性や社会特性に配慮しながら、自然的環境への回帰や、発生が予想される災害の種類に応じ、公園、市民農園、共同駐車場といった多面的な活用を検討することが考えられます。

③事前復興まちづくり計画の策定

大規模災害の被害想定により大きな被害が想定される市町村においては、被災後のまちの復興像や、土地利用、都市施設、公共公益施設の整備方針、応急的に必要な用地確保の方針、復興体制などの考え方を事前復興まちづくり計画として準備することにより、被災後の迅速かつ効果的な復興対策及び当計画を元にした災害情報の伝達や避難体制の強化などによる被害の軽減を図ります。

2) 都市防災のための施策の概要

人口及び建築物の密集している市街地については、再開発等の推進を図り、緩衝帯、避難広場を確保するとともに、道路幅員の拡幅及び電線類の地中化を推進するなど、消防活動に必要な防災空間を促進します。

また、本圏域の土砂災害特別警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域など、土砂災害のおそれのある区域については、新たな市街地を含めないなど、防災に関する各種施策との整合に留意した土地利用対策を図るとともに、災害時に避難路や代替路として機能する主要な道路の整備を図ります。

(7) 景観に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

県土には、百万都市、中小の都市群、農山村といった様々な規模と特色を有する地域があり、それぞれの地域において、歴史と風土に根ざした多彩な経済・社会・文化などの諸活動が営まれています。生活をよりゆとりと潤いのあるものとするためには、これらの歴史・文化、自然及び社会活動を地域の有する景観資源として再認識するとともに、効果的に活用し、個性ある景観を持った美しいまちを形成していくための取り組みを各地で展開していくことが必要です。

本圏域は、筑後平野を中心とした自然地形、筑後川・矢部川等の河川、有明海、山林などの多様な自然景観に加え、歴史的建造物や土木遺産等の人工的な景観要素を有しています。また、八女福島やうきは市吉井町の歴史的な街並みをはじめとした、歴史的・文化的景観や、耳納連山、八女市の茶畑、うきは市のつづら棚田などの自然景観も豊富です。

こうした本圏域らしさを醸成している良好な自然景観や調和のとれた良好な街並み景観及び歴史・文化的な景観の保全・育成を図ります。

一方、平成16年に景観法が施行され、市町村単位での景観計画の策定が進んでいますが、今後も関連法規における規制等との連携を図りつつ景観計画の策定を推進していくことが必要です。また、筑後川流域景観計画や矢部川流域景観計画での取り組みのように、市町村の枠組みを超えた広域景観や、文化的な価値づけによる広域の文化的景観を、関係市町村と連携を図りつつ、総合的に形成・保全する仕組みも必要とされています。

さらに県、市町村及び県民等のパートナーシップによる良好な景観の形成・保全と、美しい都市づくりを推進していくため、県民等が発意し自ら参加していくことが望まれます。

2) 景観に関する施策の概要

①「景観法」や条例に基づく良好な景観形成

良好な景観の保全・形成に向けて、多くの市町村が景観行政団体に移行するとともに、景観計画を策定し、実効性の高い景観誘導を推進していくことが必要です。このため、各市町村における既存の景観関連の自主条例や「福岡県美しいまちづくり基本方針」を踏まえつつ、「福岡県美しいまちづくり条例」に基づく各種施策を推進していきます。

②県、市町村の協働による景観計画の策定

河川流域や山並み、田園といった自然景観や、国道、鉄道などの主要な交通軸周辺では、市町村独自の景観特性や個性を生かしつつ、市町村の枠組みを超えた広域景観形成が必要です。

このため、県は、市町村が景観計画を策定する際は必要な技術助言を行い、また広域景観の形成が必要な場合は、目指すべき景観像や景観形成の方向性及び一体性や連続性に配慮した景観計画の策定を推進していきます。

(8) 環境都市づくりに関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

一般に都市においては、人口や都市活動の集中に十分な都市基盤の整備が遅れたこと、社会経済状況の変化に対し、環境との共生への配慮が不十分だったことなど、都市活動による環境への負荷が過大となっています。その結果、ヒートアイランド現象や局所的な集中豪雨の発生などの都市環境の悪化が懸念されています。

また、暮らしから排出されるごみや、都市機能の更新に伴う産業廃棄物等が大量に発生しており、処分場の残余年数が逼迫していることも懸念されるなど、実行を伴ったライフスタイルの見直しと併せ、省エネルギー、省資源に徹した地域循環型のまちづくりが求められています。

そのため、大気汚染、水環境問題対策の一層の強化充実を図り、環境改善に向けた施策を引き続き進めていくとともに、地球環境や九州圏全体の環境へ視野を広げ、環境と共生する都市の実現を目指して、環境負荷の少ない都市構造の形成、循環型都市づくり、環境改善策などを図ります。

2) 環境都市づくりに関する施策の概要

①環境負荷の少ない都市構造

都市基盤の整備状況や環境に配慮した上で、土地の高度な利用などを行い、都心居住の推進による職住近接の実現や、多機能集約型の複合市街地の形成などにより、人や物の移動に伴う環境負荷が少ない集約型の都市づくりを目指します。

併せて、道路ネットワークの構築による市街地への流入交通量の抑制や、渋滞の原因となっている道路区間の解消、交通需要マネジメント施策の推進などにより、自動車交通による環境負荷の低減を図ります。

地表の雨水浸透率向上などにより、下水道などへのピーク時の流入雨水を平準化し、河川などへの負荷軽減を図ります。また、ヒートアイランド現象を緩和するため、大規模な緑地、堀など、まとまりのある自然的環境(緑や水面)を、街路の緑化、緑地の確保などによってネットワーク化するとともに、既存建物における屋上緑化、歩道植樹帯の設置、保水機能の高い舗装などの整備を図ります。

②循環型都市づくり

汚物処理場やごみ焼却場などの公的で恒久的かつ広域的な処理を行う施設については、周辺環境への影響、安全性に配慮しつつ都市計画に位置づけることにより計画的な整備を図ります。

③圏域内の環境改善・良好な環境の創出

騒音、振動、水質汚濁、大気汚染等の発生源となりえる施設について、地域の実情に応じて集約化や緩衝帯の設置等による周辺環境の改善を図ります。

自動車交通による騒音、振動、大気汚染等を防止・緩和するため、道路構造の改善、幹線道路沿道の緑化、環境施設帯の設置等の対策を状況に応じて総合的に推進します。

④新たなエネルギー社会の実現に向けた取り組み

低炭素都市づくりに向けて、新たなエネルギー社会の実現を見据えた以下の取り組みを進めていきます。

○エネルギーを無駄なく最大限効率的に利用する社会の実現に向けた取り組み

エネルギー使用の合理化を最大限進めるため、事業者等における省エネルギー対策の促進、IT技術を活用したエネルギー利用の効率化、エネルギーの面的利用などの取り組みを図ります。

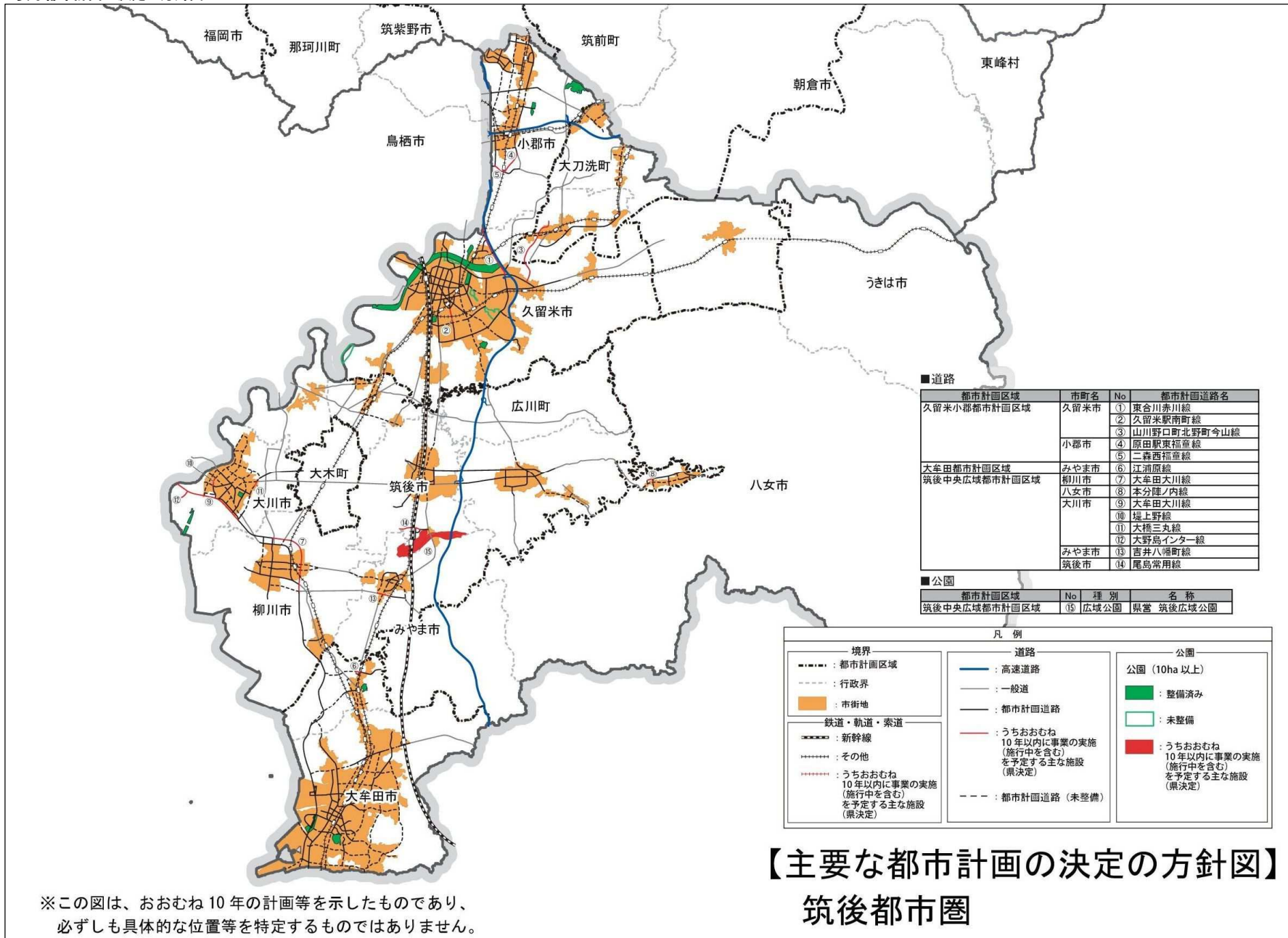
○環境にも配慮したエネルギーが安価かつ安定的に供給される社会の実現に向けた取り組み

特定の電源や燃料源に過度に依存しないバランスのとれたエネルギー構成を実現していくため、分散型エネルギーシステム（再生可能エネルギー、コージェネレーション等）の普及促進などの取り組みを促進します。

○水素を本格的に活用する水素エネルギー社会の実現に向けた取り組み

将来の二次エネルギーの中心的役割を担うことが期待される水素エネルギーの利活用に向けて、CO₂を排出しない水素の製造と、日常生活や産業活動への本格的な水素エネルギー社会の拡大を図ることで、エネルギー需給構造が抜本的に変革される可能性があります。その実現を目指し、産学官連携のもと取り組みを促進します。

参考附図1 主要な都市計画の決定の方針図

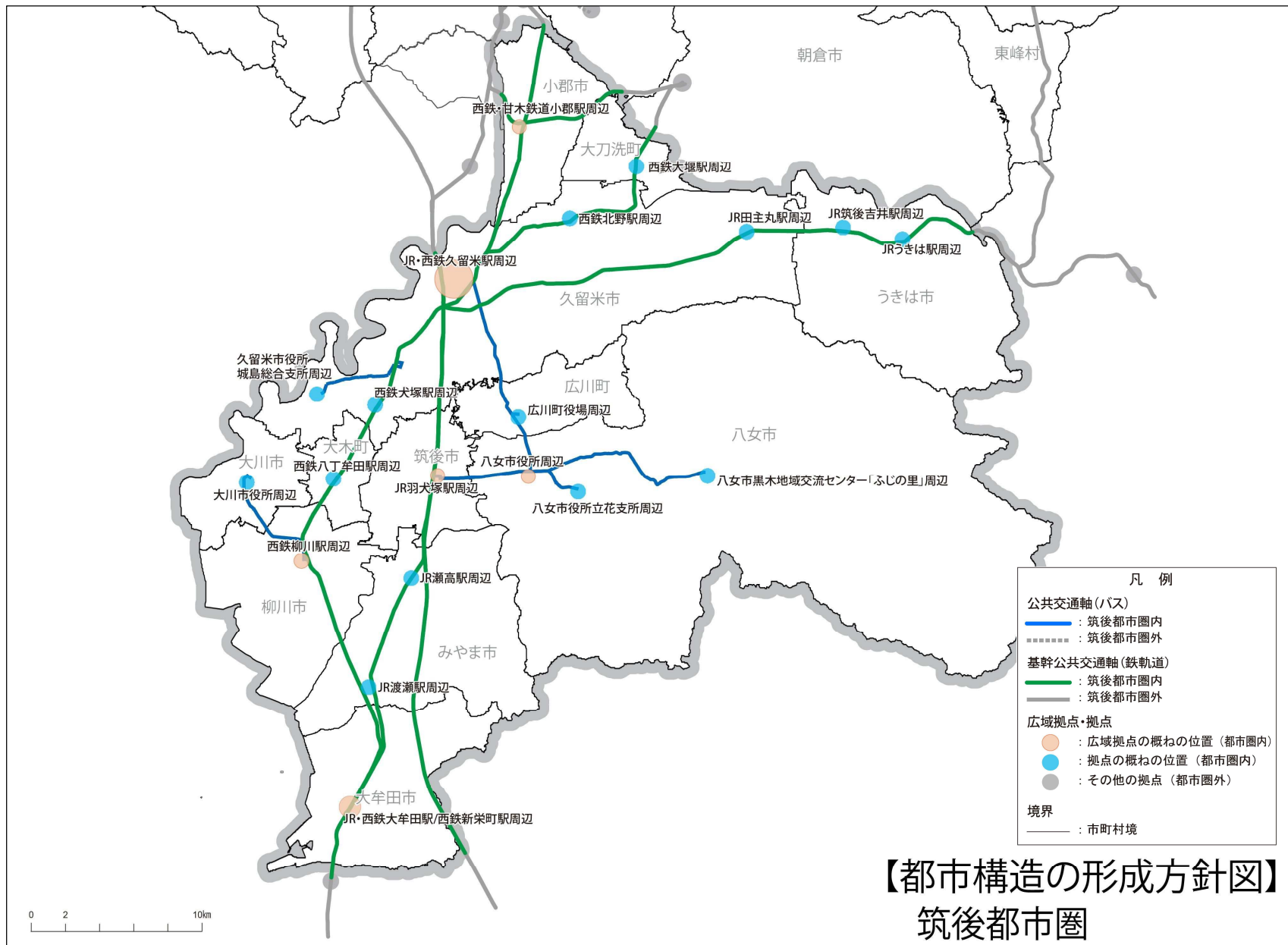


※この図は、おおむね10年の計画等を示したものであり、必ずしも具体的な位置等を特定するものではありません。

【主要な都市計画の決定の方針図】
筑後都市圏

▲主要な都市計画の決定の方針図

参考附図2 都市構造の形成方針図

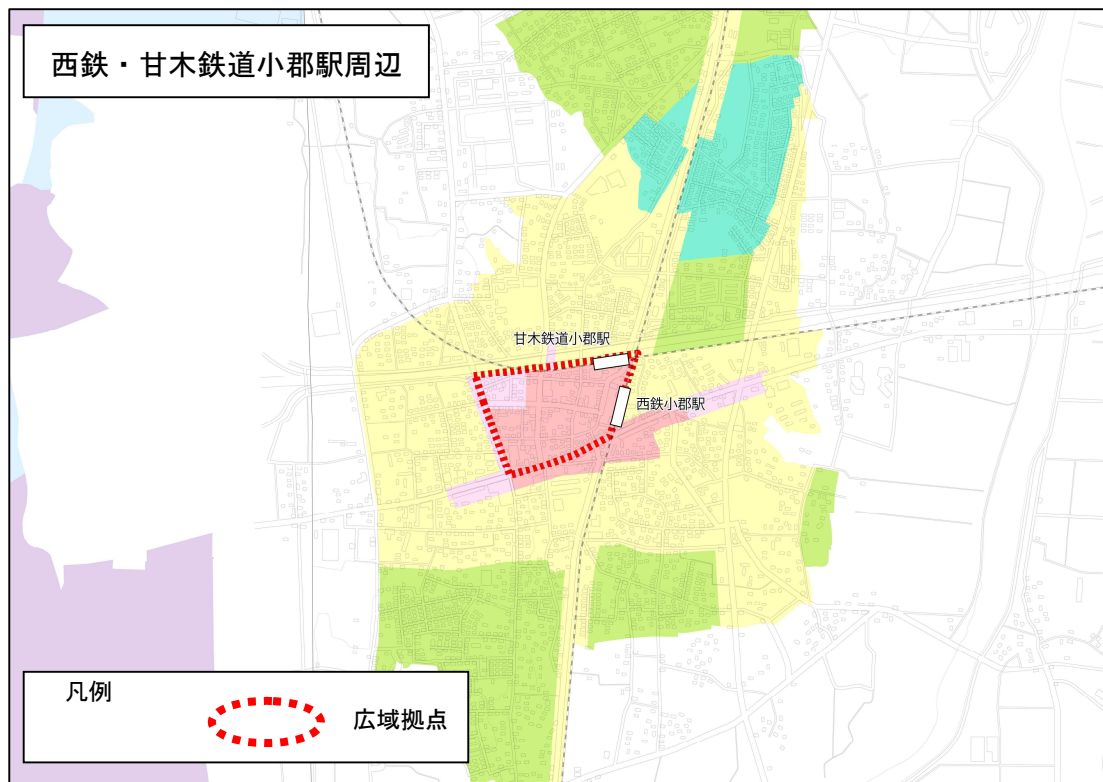
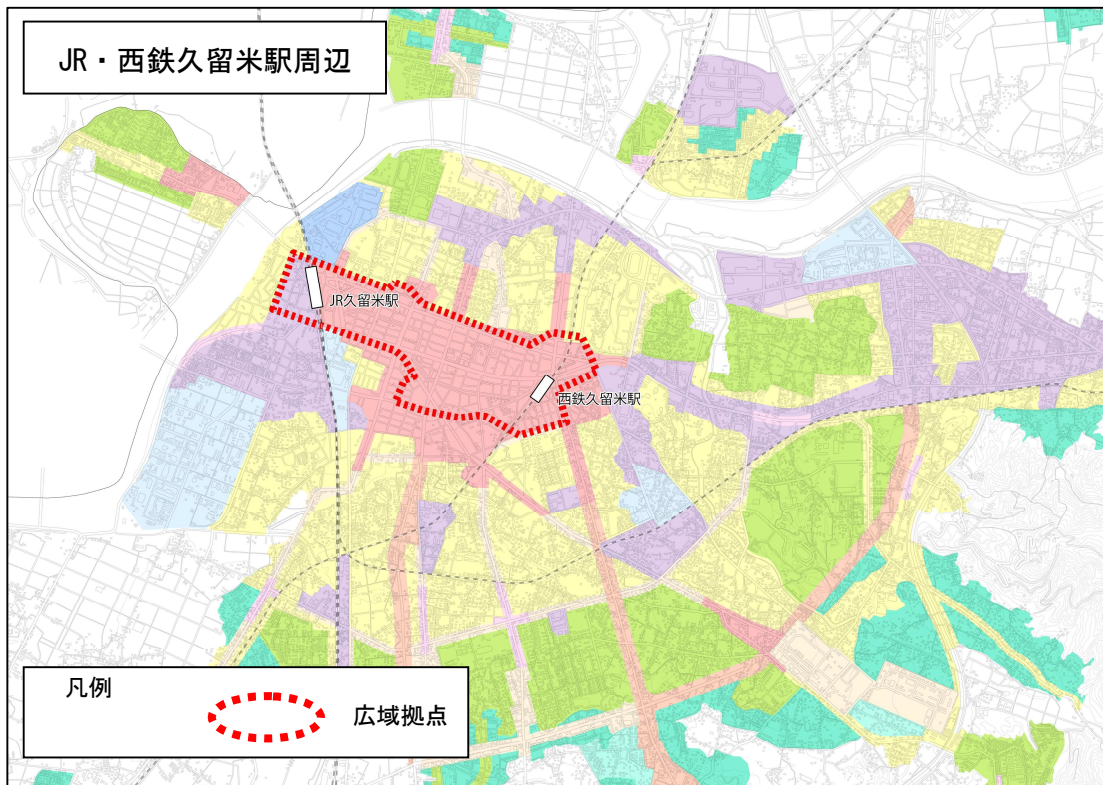


▲都市構造の形成方針図

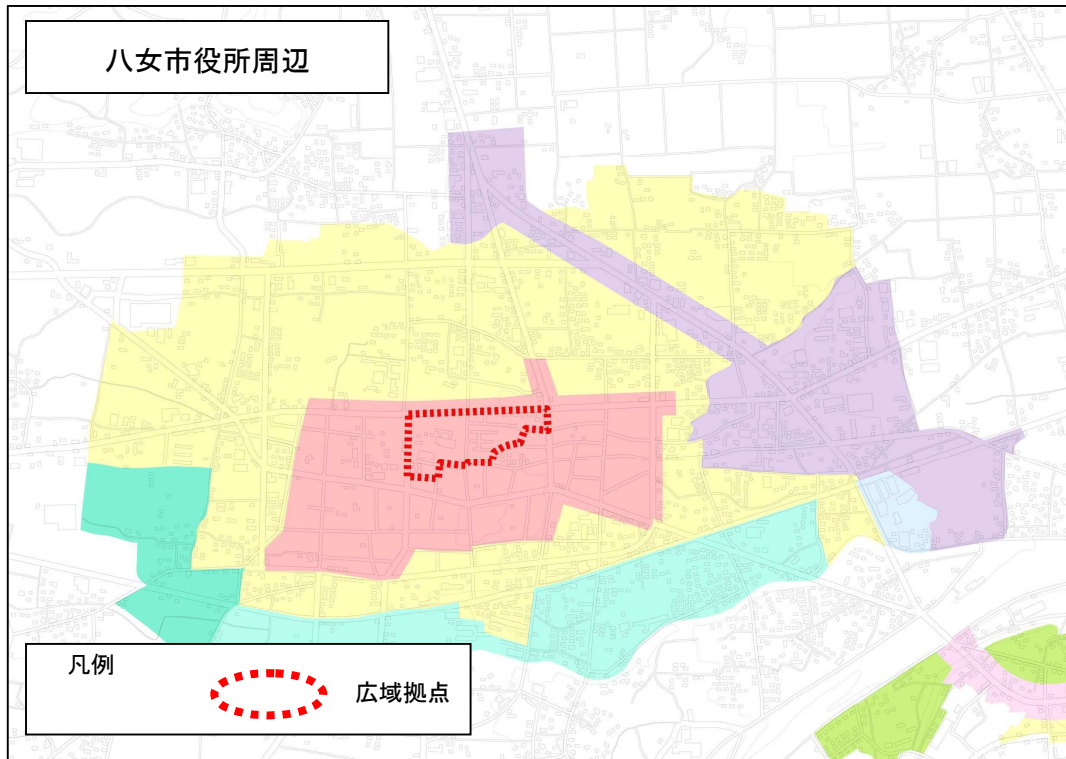
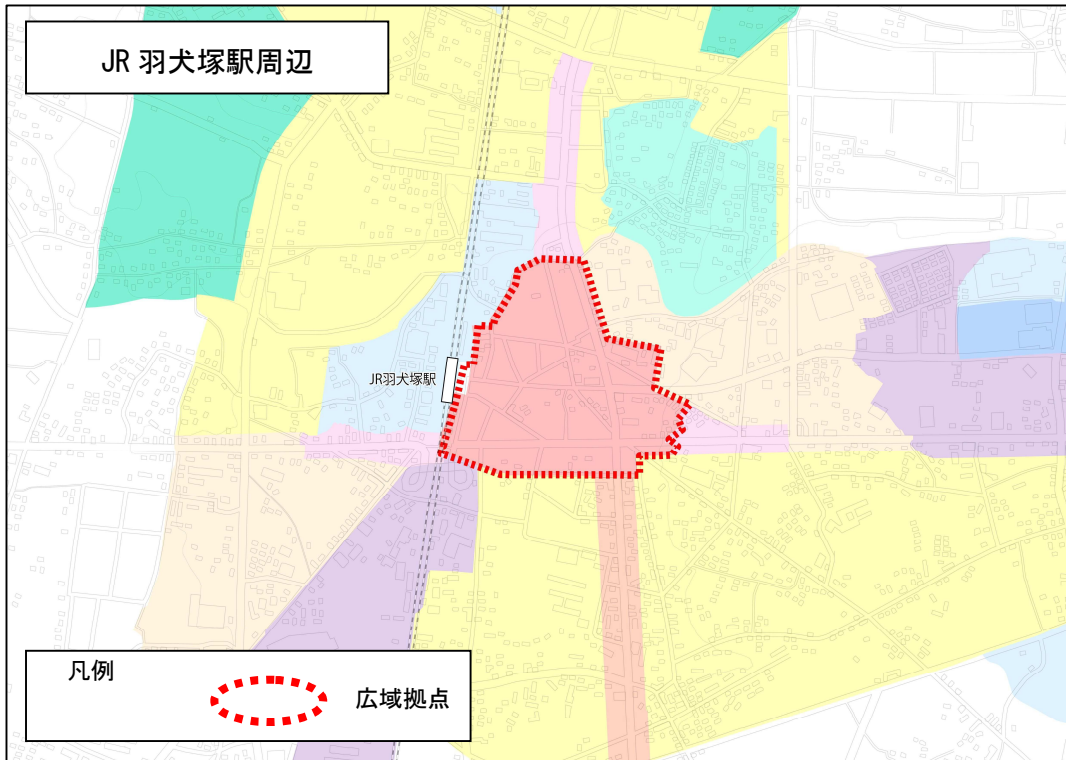
※詳細(広域拠点、区域の決定している拠点、基幹公共交通軸以外の公共交通軸)については、「参考附図3 都市構造の形成方針図」及び「参考附図4 都市構造の形成方針図」参照

※上図で示す基幹公共交通軸及び公共交通軸の区分については、現在の交通手段が鉄軌道であるかバスであるかを基準に便宜的に設定しているものであり、これらの交通軸沿線への集住や都市機能の配置を一義的に分類するものではありません。

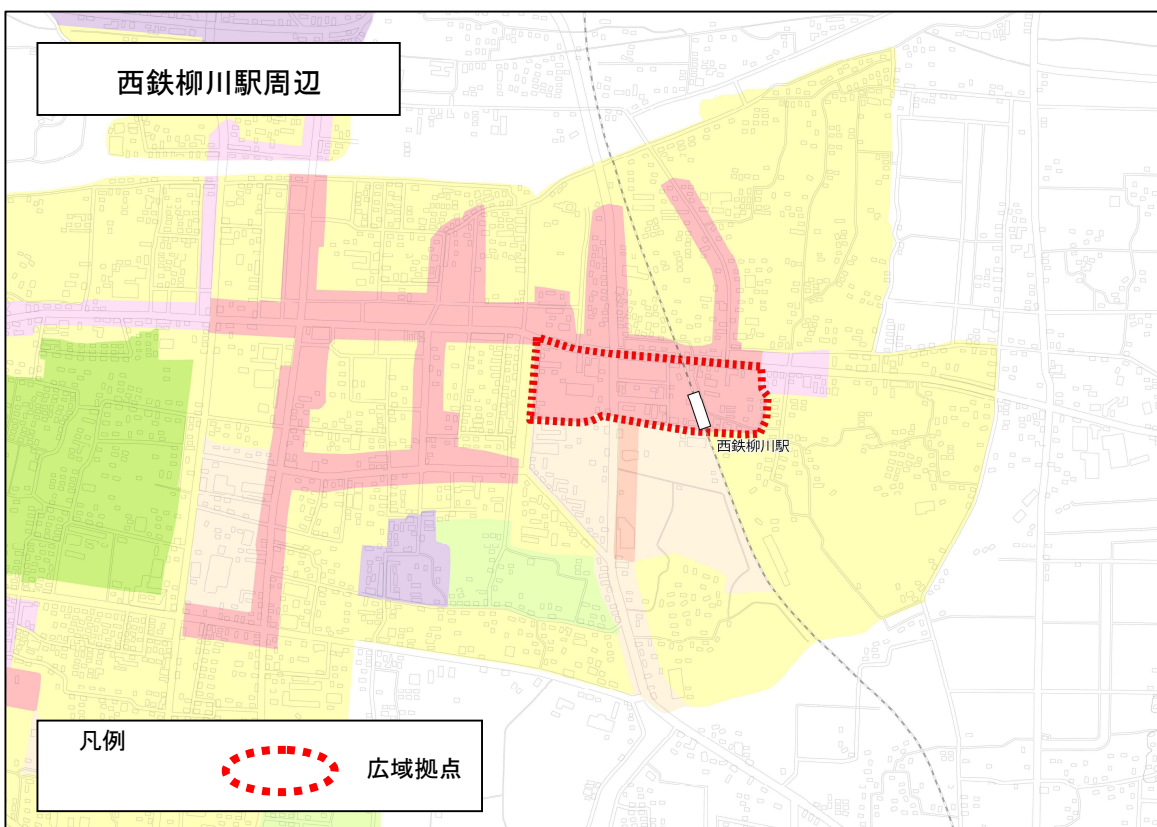
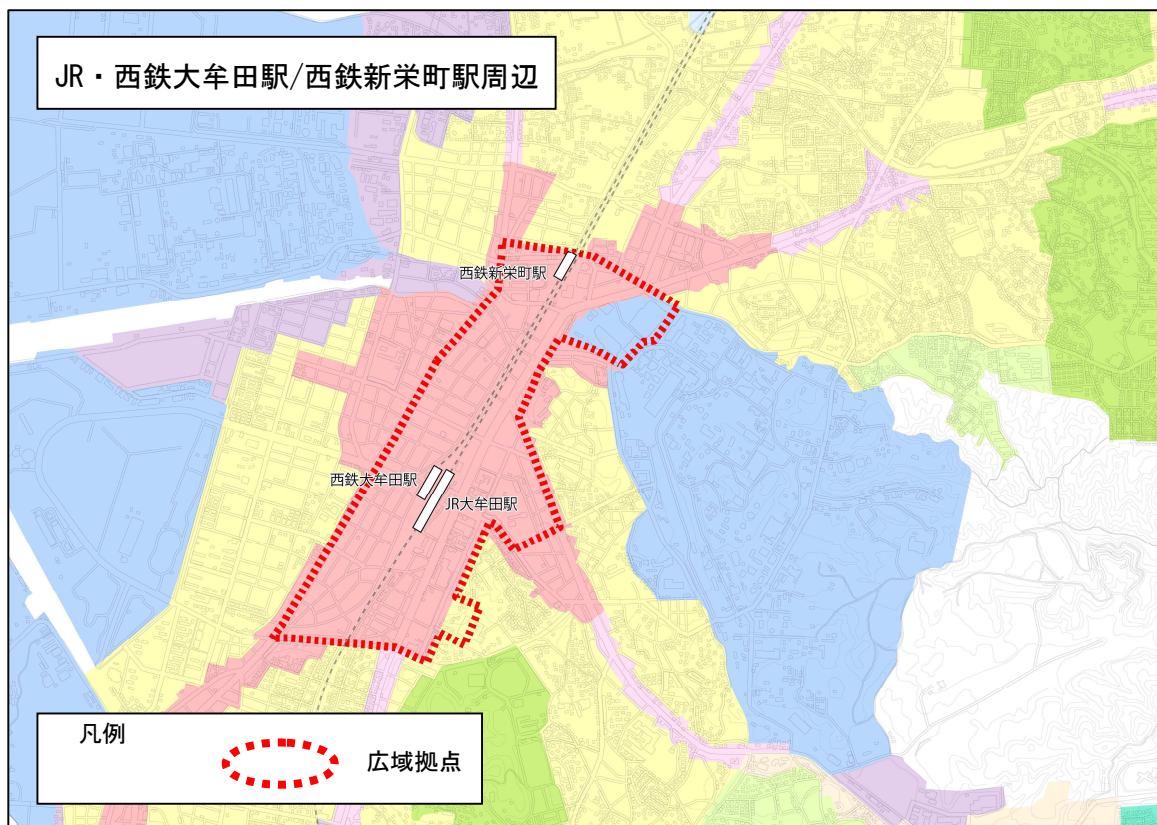
参考附図3 都市構造の形成方針図（広域拠点・拠点の個別詳細図）



※この図は、広域拠点及び拠点の区域を表わすもので、用途地域を特定するものではありません。



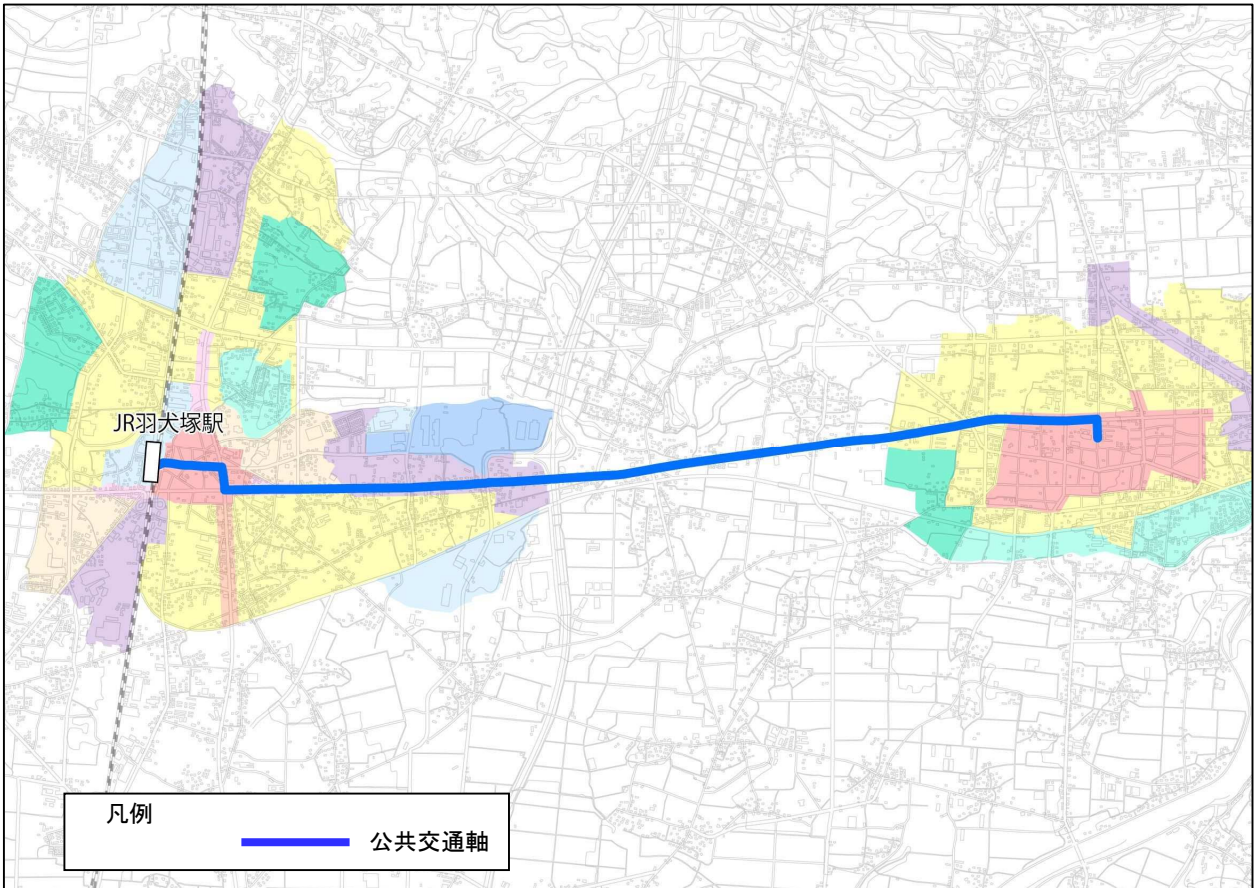
※この図は、広域拠点及び拠点の区域を表わすもので、用途地域を特定するものではありません。



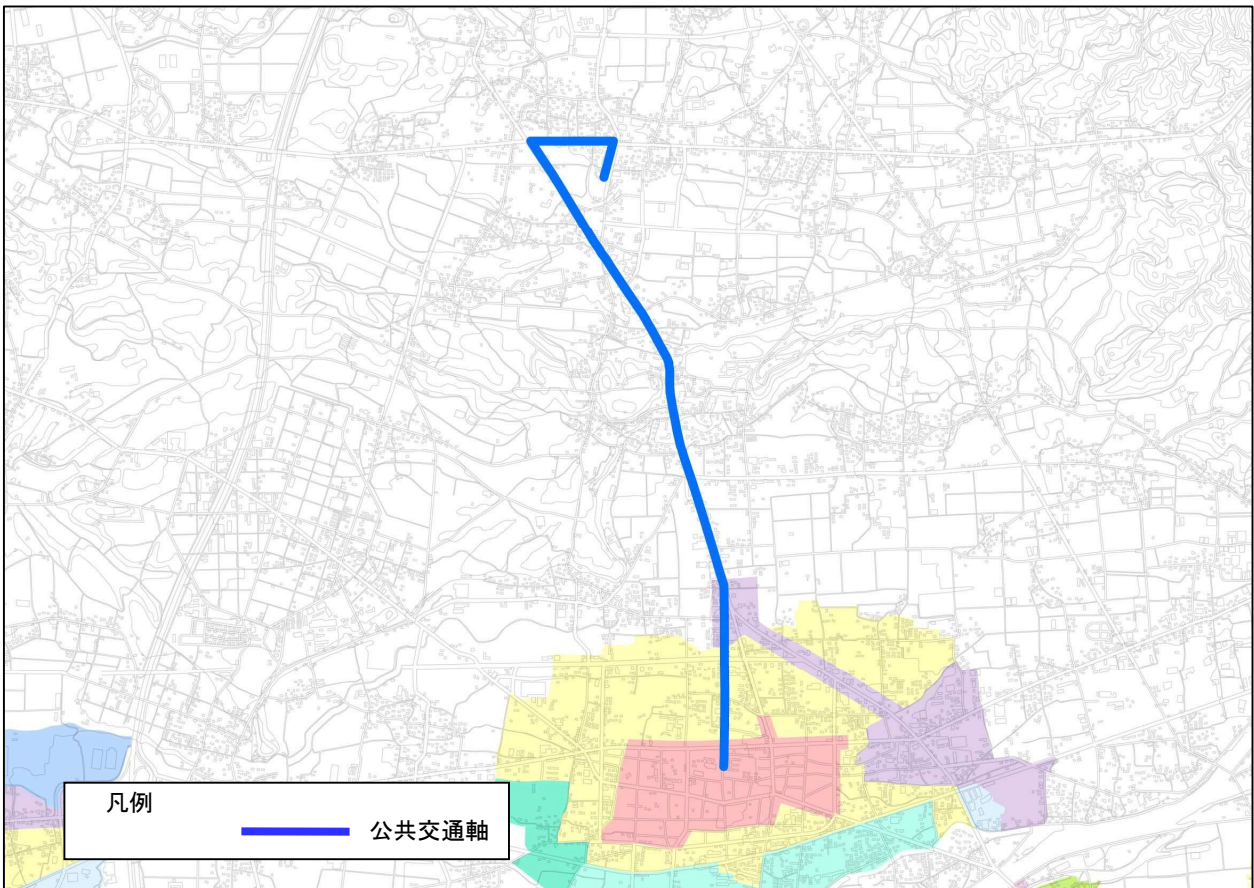
※この図は、広域拠点及び拠点の区域を表わすもので、用途地域を特定するものではありません。

参考附図4 都市構造の形成方針図（公共交通軸の個別詳細図）

（八女市役所周辺～J R羽犬塚駅）

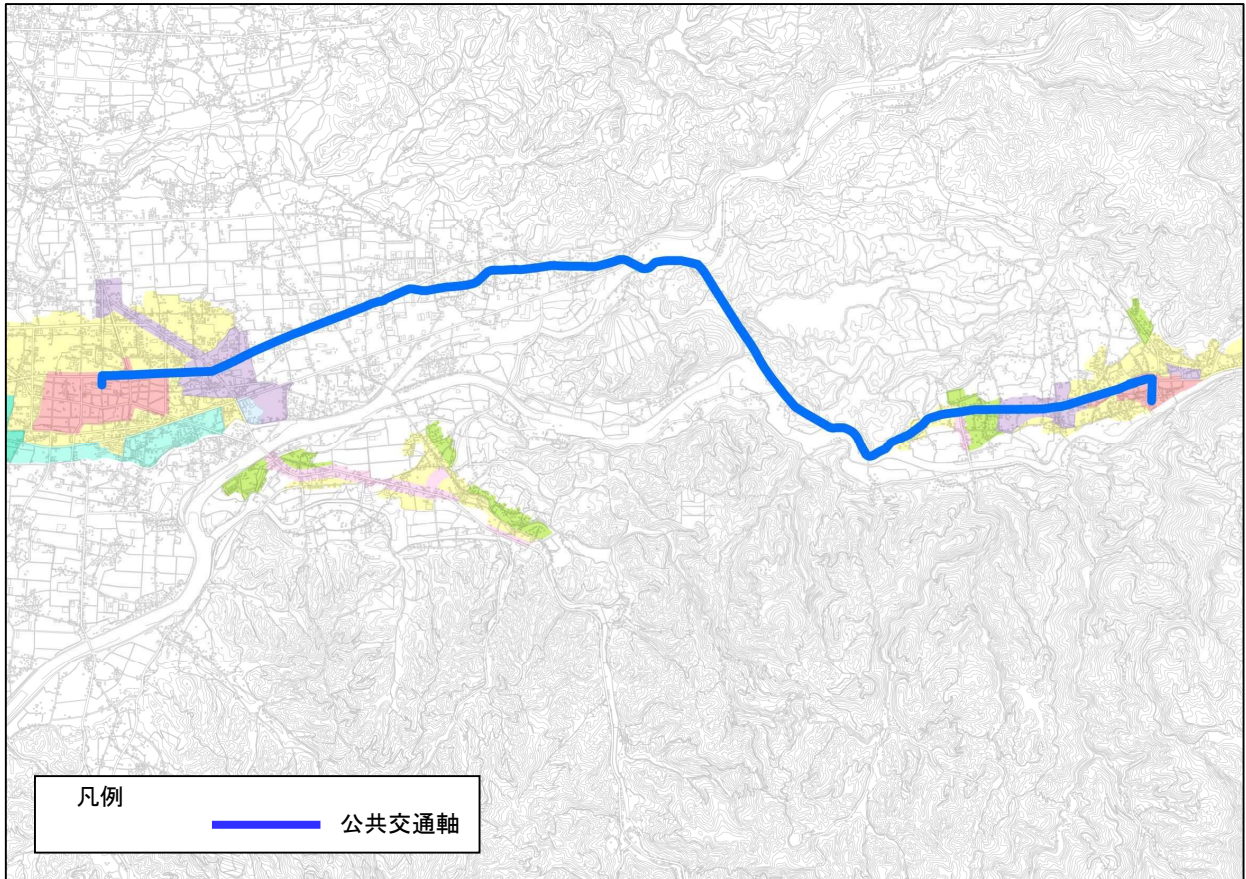


（八女市役所周辺～広川町役場周辺）

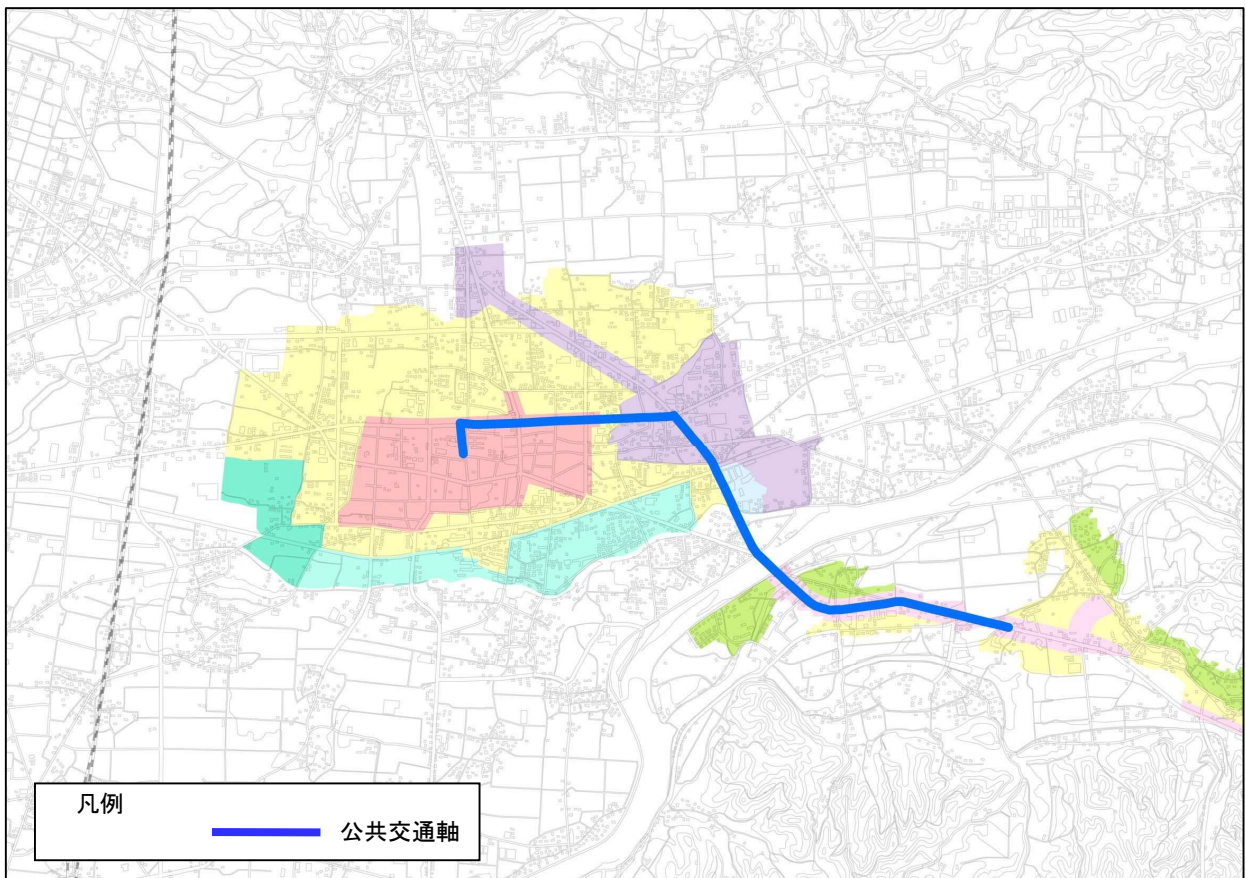


※この図は、広域拠点及び拠点の区域を表わすもので、用途地域を特定するものではありません。

(八女市役所周辺～八女市黒木地域交流センター「ふじの里」周辺)

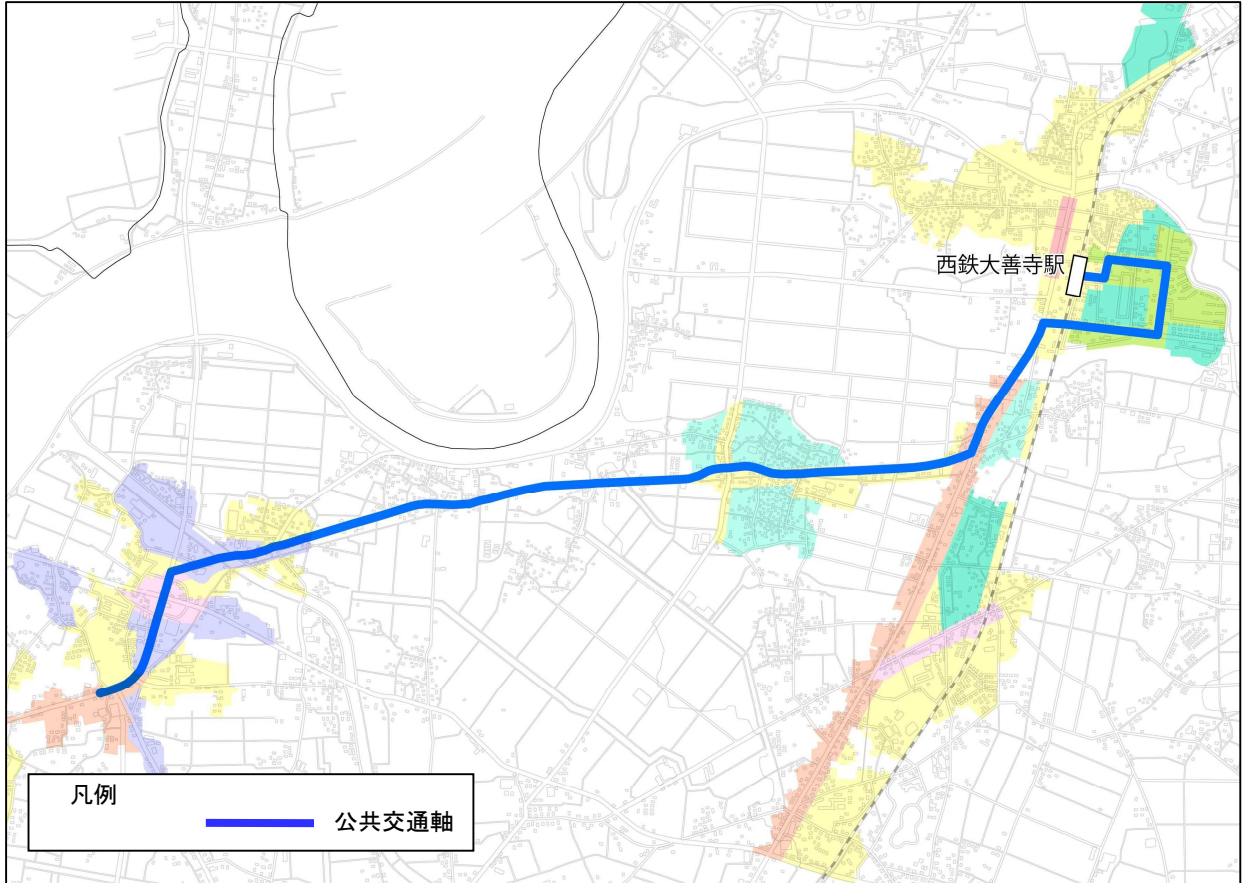


(八女市役所周辺～八女市役所立花支所周辺)

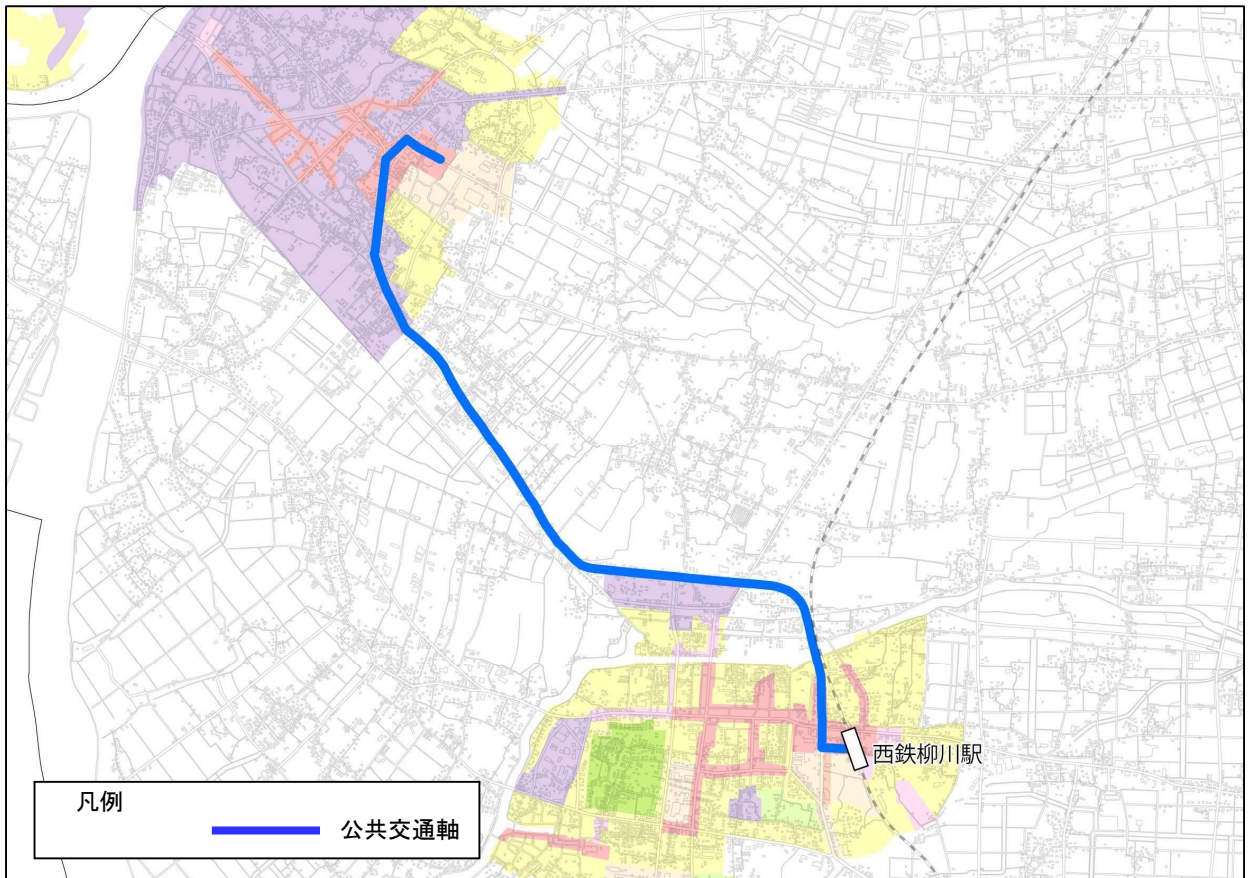


※この図は、広域拠点及び拠点の区域を表わすもので、用途地域を特定するものではありません。

(久留米市役所城島総合支所周辺～西鉄大善寺駅)

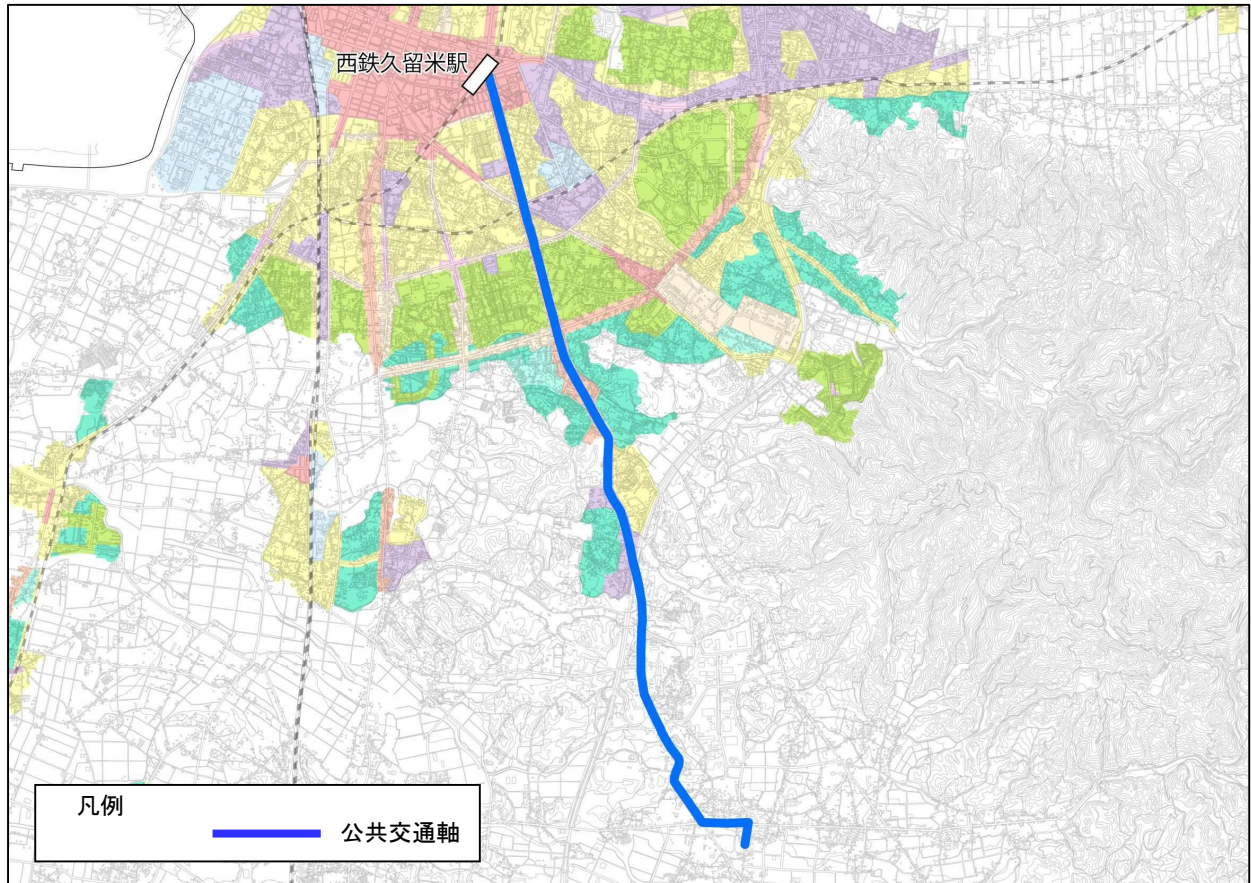


(大川市役所周辺～西鉄柳川駅)



※この図は、広域拠点及び拠点の区域を表わすもので、用途地域を特定するものではありません。

(広川町役場周辺～西鉄久留米駅)



※この図は、広域拠点及び拠点の区域を表わすもので、用途地域を特定するものではありません。

理 由 書

本県では、「福岡県都市計画基本方針（平成27年10月）」の実現に向け、広域的な都市計画のマスタープランの枠組みづくりを段階的に取り組んでいるところであり、今回の見直しは、新たに都市計画区域となる久留米市田主丸町及び城島町についても、筑後都市圏における一体の都市圏として総合的に整備、開発及び保全する必要があることから、本方針を変更するものである。

変 更 後	変 更 前
<p>筑後都市圏</p> <p>都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (案)</p> <p>久留米小郡都市計画区域</p> <p>大牟田都市計画区域</p> <p>北野大刀洗都市計画区域</p> <p>筑後中央広域都市計画区域</p> <p><u>田主丸都市計画区域</u></p> <p>平成 年 月 日告示 福岡県</p>	<p>筑後都市圏</p> <p>都市計画区域の整備、開発及び保全の方針</p> <p>久留米小郡都市計画区域</p> <p>大牟田都市計画区域</p> <p>北野大刀洗都市計画区域</p> <p>筑後中央広域都市計画区域</p> <p>平成29年1月24日告示 福岡県</p>

【目次】

はじめに 1

1. 圏域の現状と課題 4

 (1) 筑後都市圏の現状 4

 (2) 筑後都市圏の課題 5

2. 都市計画の目標 8

 (1) 都市づくりの基本理念 8

 (2) 都市づくりの目標 11

 (3) 基本的事項 11

3. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 14

 (1) 区域区分の有無 14

 (2) 区域区分の方針 15

4. 主要な都市計画の決定等の方針 16

 (1) 都市構造の形成方針 16

 (2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 21

 (3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 28

 (4) 市街地開発事業に関する都市計画の決定の方針 34

 (5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 36

 (6) 防災に関する都市計画の決定の方針 39

 (7) 景観に関する都市計画の決定の方針 40

 (8) 環境都市づくりに関する都市計画の決定の方針 41

参考附图 1 主要な都市計画の決定の方針図

参考附图 2 都市構造の形成方針図

参考附图 3 都市構造の形成方針図（広域拠点・拠点の個別詳細図）

参考附图 4 都市構造の形成方針図（公共交通軸の個別詳細図）

【目次】

はじめに 1

1. 圏域の現状と課題 4

 (1) 筑後都市圏の現状 4

 (2) 筑後都市圏の課題 5

2. 都市計画の目標 8

 (1) 都市づくりの基本理念 8

 (2) 都市づくりの目標 11

 (3) 基本的事項 11

3. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 14

 (1) 区域区分の有無 14

 (2) 区域区分の方針 15

4. 主要な都市計画の決定等の方針 16

 (1) 都市構造の形成方針 16

 (2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 21

 (3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 28

 (4) 市街地開発事業に関する都市計画の決定の方針 34

 (5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 36

 (6) 防災に関する都市計画の決定の方針 39

 (7) 景観に関する都市計画の決定の方針 40

 (8) 環境都市づくりに関する都市計画の決定の方針 41

参考附图 1 主要な都市計画の決定の方針図

参考附图 2 都市構造の形成方針図

参考附图 3 都市構造の形成方針図（広域拠点・拠点の個別詳細図）

参考附图 4 都市構造の形成方針図（公共交通軸の個別詳細図）

はじめに

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下、「都市計画区域マスタープラン」という。）は、都市計画区域を対象とした長期的な都市づくりの方向性を示すものです。

福岡県では、都市の拡散や都市政策課題の広域化など都市計画区域を越えた広域的な課題の増加を背景に、各都市計画区域マスタープランの上位計画として、「福岡県都市計画基本方針（平成27年10月）」を策定することにより、県内の各都市における市街地の機能分担、連携のあり方、広域に効果がおよぶ道路などの都市基盤の計画等長期的な視点に立った都市の将来像を都市計画区域外を含む県全域で示したところ です。

本都市計画区域マスタープランは、この「福岡県都市計画基本方針」に即し、広域的な視点から筑後都市圏域の都市計画に関する基本的な方向性と主要な都市計画の決定の方針を示しています。

これに対し、住民に身近な市街地環境に関するような市町村内において概ね完結する地域に密着した都市計画の詳細な方針等に関しては、市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスタープラン）において、本都市計画区域マスタープランの内容を踏まえつつ、これに即して市町村ごとに定めることとなります。

また、筑後平野周辺には5つの都市計画区域（以下「本5区域」という。）があり、線引き都市計画区域である久留米小郡都市計画区域及び大牟田都市計画区域とその周辺の北野大刀洗都市計画区域、筑後中央広域都市計画区域及び田主丸都市計画区域の3つの非線引き都市計画区域で構成しています。

本5区域は、自然的条件として、地形的にまとまりのある筑後平野周辺に収まっています。また、近年の転入・転出等の人口移動及び通勤・通学、買物等の日常生活圏は、本5区域全体にわたり広域化しています。

このような状況を踏まえ、都市としての一体性を広域的な観点において総合的に判断すると、本5区域は一体の都市圏として整備、開発及び保全が必要であると考えます。

そのため、本5区域を都市圏を形成していく圏域として捉え、複数の都市計画区域で一体の都市計画区域マスタープランを策定することとしました。

はじめに

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下、「都市計画区域マスタープラン」という。）は、都市計画区域を対象とした長期的な都市づくりの方向性を示すものです。

福岡県では、都市の拡散や都市政策課題の広域化など都市計画区域を越えた広域的な課題の増加を背景に、各都市計画区域マスタープランの上位計画として、「福岡県都市計画基本方針（平成27年10月）」を策定することにより、県内の各都市における市街地の機能分担、連携のあり方、広域に効果がおよぶ道路などの都市基盤の計画等長期的な視点に立った都市の将来像を都市計画区域外を含む県全域で示したところ です。

本都市計画区域マスタープランは、この「福岡県都市計画基本方針」に即し、広域的な視点から筑後都市圏域の都市計画に関する基本的な方向性と主要な都市計画の決定の方針を示しています。

これに対し、住民に身近な市街地環境に関するような市町村内において概ね完結する地域に密着した都市計画の詳細な方針等に関しては、市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスタープラン）において、本都市計画区域マスタープランの内容を踏まえつつ、これに即して市町村ごとに定めることとなります。

また、筑後平野周辺には4つの都市計画区域（以下「本4区域」という。）があり、線引き都市計画区域である久留米小郡都市計画区域及び大牟田都市計画区域とその周辺の北野大刀洗都市計画区域及び筑後中央都市計画区域の2つの非線引き都市計画区域で構成しています。

本4区域は、自然的条件として、地形的にまとまりのある筑後平野周辺に収まっています。また、近年の転入・転出等の人口移動及び通勤・通学、買物等の日常生活圏は、本4区域全体にわたり広域化しています。

このような状況を踏まえ、都市としての一体性を広域的な観点において総合的に判断すると、本4区域は一体の都市圏として整備、開発及び保全が必要であると考えます。

そのため、本4区域を都市圏を形成していく圏域として捉え、複数の都市計画区域で一体の都市計画区域マスタープランを策定することとしました。

福岡県都市計画基本方針

- ★県が県土全体の視点から策定
- ・都市づくりの基本理念及び目標
- ・集約型都市構造のイメージ
- ・都市づくりの戦略

定める事項

目標等の共有

(圏域別)都市計画区域マスタープラン

- ★県が**広域的視点(圏域)**から圏域の都市計画の基本的な方針を策定

- ・県土全体の視点から見た圏域共通の課題や目標像
- ・広域的課題調整に必要な事項
- ・広域的都市づくりの方針
- ・区域区分の有無及び方針
- ・主要な都市計画の決定の方針(公共交通軸、広域核、区域区分、土地利用、都市施設、市街地開発、自然・景観 等)

定める事項

情報の共有化、
計画の整合性及び調整

市町村マスタープラン

- ★市町村が**地域に密着した視点**から市町村の都市計画の詳細な方針を策定

- ・市町村の都市将来像
- ・都市経営の観点に立った都市政策(土地利用、都市施設、拠点整備、自然・景観 等)
- ・地区別の将来像
- ・地区別の整備課題や整備方針
- ・住民参加促進に必要な事項 等

定める事項

▲「都市計画区域マスタープラン」と「市町村マスタープラン」の役割分担イメージ

参考：圏域レベルでの一体的な都市計画の必要性

交通基盤整備やモータリゼーションの進展により、県民の通勤などの生活行動が広域化しています。これに伴い、生活圈としてまとまりのある地域は、都市計画区域より広いものとなっており、広域的見地からの枠組みが求められています。

また、高次の中枢機能を持つ都市を中心とした交流の圏域は、境界が明確なものではなく、人の流動や社会的なつながりの一部が重複するようなかたちのものとなっています。したがって、本県の圏域構造の実態を把握し効果的な都市計画を進めていくためには、福岡県全体を広域的・重層的に捉えた圏域レベルで都市計画を推進していくことが必要です。

【関係する具体的な都市計画等】

- 都市計画の基本的な方針(主要な土地利用、都市施設等)
- 広域的な影響を与える可能性のある都市計画の調整
- ・鉄道を核とした「公共交通軸」
- ・大規模集客施設の立地を可能とする都市計画
- ・火葬場、ごみ処理場など供給・処理施設の都市計画
- 県が定める都市計画
- ・区域区分、臨港地区
- ・国・県が管理する道路
- ・国・県が設置する公園
- ・鉄道、主要な河川や空港
- ・2以上の市町村にわたる風致地区 等
- 市町村の定める都市計画の協議・同意の判断基準

福岡県都市計画基本方針

- ★県が県土全体の視点から策定
- ・都市づくりの基本理念及び目標
- ・集約型都市構造のイメージ
- ・都市づくりの戦略

定める事項

目標等の共有

(圏域別)都市計画区域マスタープラン

- ★県が**広域的視点(圏域)**から圏域の都市計画の基本的な方針を策定

- ・県土全体の視点から見た圏域共通の課題や目標像
- ・広域的課題調整に必要な事項
- ・広域的都市づくりの方針
- ・区域区分の有無及び方針
- ・主要な都市計画の決定の方針(公共交通軸、広域核、区域区分、土地利用、都市施設、市街地開発、自然・景観 等)

定める事項

情報の共有化、
計画の整合性及び調整

市町村マスタープラン

- ★市町村が**地域に密着した視点**から市町村の都市計画の詳細な方針を策定

- ・市町村の都市将来像
- ・都市経営の観点に立った都市政策(土地利用、都市施設、拠点整備、自然・景観 等)
- ・地区別の将来像
- ・地区別の整備課題や整備方針
- ・住民参加促進に必要な事項 等

定める事項

▲「都市計画区域マスタープラン」と「市町村マスタープラン」の役割分担イメージ

参考：圏域レベルでの一体的な都市計画の必要性

交通基盤整備やモータリゼーションの進展により、県民の通勤などの生活行動が広域化しています。これに伴い、生活圈としてまとまりのある地域は、都市計画区域より広いものとなっており、広域的見地からの枠組みが求められています。

また、高次の中枢機能を持つ都市を中心とした交流の圏域は、境界が明確なものではなく、人の流動や社会的なつながりの一部が重複するようなかたちのものとなっています。したがって、本県の圏域構造の実態を把握し効果的な都市計画を進めていくためには、福岡県全体を広域的・重層的に捉えた圏域レベルで都市計画を推進していくことが必要です。

【関係する具体的な都市計画等】

- 都市計画の基本的な方針(主要な土地利用、都市施設等)
- 広域的な影響を与える可能性のある都市計画の調整
- ・鉄道を核とした「公共交通軸」
- ・大規模集客施設の立地を可能とする都市計画
- ・火葬場、ごみ処理場など供給・処理施設の都市計画
- 県が定める都市計画
- ・区域区分、臨港地区
- ・国・県が管理する道路
- ・国・県が設置する公園
- ・鉄道、主要な河川や空港
- ・2以上の市町村にわたる風致地区 等
- 市町村の定める都市計画の協議・同意の判断基準

【関係する具体的な都市計画等】

- 市町村が定める都市計画
- ・地域地区(用途地域、防火地域、風致地区 等)
- ・都市施設(道路、公園、下水道 等)
- ・市街地開発事業
- ・地区計画
- ・住民等からの都市計画提案 等

<p>1. 圏域の現状と課題 (1) 筑後都市圏の現状</p> <p>1) 人口</p> <p>筑後都市圏は、就業機会の不足などによる長期の人口流出、高齢社会の進展など厳しい状況にあります。</p> <p>国立社会保障・人口問題研究所の市区町村別将来人口推計（平成24年1月）によると、本計画の目標年次である平成42年の筑後都市圏の人口は、約71万人で、現在より約14%の減少が予想されています。（※現在の筑後都市圏人口 約83万人〔平成22年国勢調査〕）</p> <p>2) 地域特性</p> <p>本圏域は、面積約1,294km²、県の南部に位置し、有明海を隔て長崎県に臨んでいます。</p> <p>また、西は筑後川を隔てて佐賀県、東は大分県、南は熊本県に接し、複数の県に跨る交通の要衝となっています。</p> <p>地形は、筑後川、矢部川の沖積平野である筑後平野を中心に、西に有明海、南は耳納連山、東は古処山地、北は脊振山地が平野を取り囲むように配されています。</p> <p>圏域の山々はなだらかで、多くが1,000m以下の高さであり、山々から流れ出る水は、筑後川、矢部川など大小の河川から有明海に注いでいます。</p> <p>本圏域は、県南部の中核都市としての役割を担う県下第三の都市久留米市を中核とした圏域です。</p> <p>交通網は、九州自動車道をはじめ、国道3号、209号、210号、264号、322号などの道路網や、九州新幹線、JR鹿児島本線、JR久大本線、西鉄天神大牟田線、西鉄甘木線の鉄道網が放射状に伸びており、交通の要衝を形成しています。</p> <p>3) 広域的位置づけ</p> <p>本圏域は、久留米市、大牟田市を中心に小都市、大刀洗町、うきは市、八女市、広川町、筑後市、柳川市、大川市、みやま市、大木町と日常生活圏を構成しており、広域的には福岡の影響も受け、朝倉とネットワークを形成しています。</p> <p>広域的な取組みとして、個性豊かな都市がそれぞれの機能を連携・補完しあうネットワーク型の広域都市として発展するために、筑後ネットワーク田園都市圏構想を推進しています。</p> <p>この広域的な都市ネットワークを基に、本圏域を筑後地域の地域色を活かした文化と産業を育む田園都市圏として位置づけられます。さらに、県際交流圏の視点から、隣接する佐賀県、熊本県、大分県との県境を越えた連携を図る区域として位置づけられます。</p> <p>また、筑後川・矢部川を軸に、耳納山地・脊振山地・古処山地等に囲まれており、これらとつながりを持った豊かな自然環境を保全・創出する区域と位置づけられます。</p>	<p>1. 圏域の現状と課題 (1) 筑後都市圏の現状</p> <p>1) 人口</p> <p>筑後都市圏は、就業機会の不足などによる長期の人口流出、高齢社会の進展など厳しい状況にあります。</p> <p>国立社会保障・人口問題研究所の市区町村別将来人口推計（平成24年1月）によると、本計画の目標年次である平成42年の筑後都市圏の人口は、約71万人で、現在より約14%の減少が予想されています。（※現在の筑後都市圏人口 約83万人〔平成22年国勢調査〕）</p> <p>2) 地域特性</p> <p>本圏域は、面積約1,294km²、県の南部に位置し、有明海を隔て長崎県に臨んでいます。</p> <p>また、西は筑後川を隔てて佐賀県、東は大分県、南は熊本県に接し、複数の県に跨る交通の要衝となっています。</p> <p>地形は、筑後川、矢部川の沖積平野である筑後平野を中心に、西に有明海、南は耳納連山、東は古処山地、北は脊振山地が平野を取り囲むように配されています。</p> <p>圏域の山々はなだらかで、多くが1,000m以下の高さであり、山々から流れ出る水は、筑後川、矢部川など大小の河川から有明海に注いでいます。</p> <p>本圏域は、県南部の中核都市としての役割を担う県下第三の都市久留米市を中核とした圏域です。</p> <p>交通網は、九州自動車道をはじめ、国道3号、209号、210号、264号、322号などの道路網や、九州新幹線、JR鹿児島本線、JR久大本線、西鉄天神大牟田線、西鉄甘木線の鉄道網が放射状に伸びており、交通の要衝を形成しています。</p> <p>3) 広域的位置づけ</p> <p>本圏域は、久留米市、大牟田市を中心に小都市、大刀洗町、うきは市、八女市、広川町、筑後市、柳川市、大川市、みやま市、大木町と日常生活圏を構成しており、広域的には福岡の影響も受け、朝倉とネットワークを形成しています。</p> <p>広域的な取組みとして、個性豊かな都市がそれぞれの機能を連携・補完しあうネットワーク型の広域都市として発展するために、筑後ネットワーク田園都市圏構想を推進しています。</p> <p>この広域的な都市ネットワークを基に、本圏域を筑後地域の地域色を活かした文化と産業を育む田園都市圏として位置づけられます。さらに、県際交流圏の視点から、隣接する佐賀県、熊本県、大分県との県境を越えた連携を図る区域として位置づけられます。</p> <p>また、筑後川・矢部川を軸に、耳納山地・脊振山地・古処山地等に囲まれており、これらとつながりを持った豊かな自然環境を保全・創出する区域と位置づけられます。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------